

どんな事業が対象？

地域再生

【事業者の規模】 制約なし！

【事業の内容等】 幅広い分野・内容を対象可能！

▼
<💡 主な事業例> 工場の新設／増設／移転等整備
新商品開発・製造用の設備導入
生産改善設備等導入 など

【事業の成果（マスト）】 雇用創出 + 地域再生計画の目標達成（※）に寄与

（※例）製造品出荷額の押上げ など

【事業の成果（+α）】 地域への付加価値

<例> 💡 地域内調達 ➤ 地域経済循環アップ
💡 魅力ある生活環境創生 💡 多様な主体との連携
💡 環境配慮／保全 💡 防災／減災への寄与
💡 社会課題解決寄与 など

幅広く御検討を！

【御参考】地域再生一対象事業一覧表（要綱）

地域再生支援利子補給金一対象事業一覧表

対象事業項目	具体的な事業例
企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ①新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業、又は独自の技術・ノウハウを利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業 ②①事業実施のための企業化開発段階以降の技術開発
企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業	新技術の企業化開発及び企業化の事業であり、当該技術の新規性、先端性、高度性等が、地域の産業競争力や民間技術開発力の強化に資する等の政策的観点から積極的な事業支援が望ましい案件
歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ①建築様式等が時代を代表する特徴を有する等の要件に該当するものとして、地方公共団体が指定した建造物の改修・保存、増改築等の事業 ②文化財保護法に基づく歴史的建造物の活用・整備事業
国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業	公営事業を民間化等の促進として、地方公共団体等の事業・資産を譲り受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業
地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> ①次世代高規格コンテナターミナル施設整備やバリアフリー施設整備など港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業 ②流通業務団地、高速自動車国道等のインターチェンジ周辺、臨港地区、空港周辺、鉄道貨物駅周辺及び地方公共団体等が整備する流通センターに立地する倉庫、荷捌施設、一般トラックターミナル、配送センター、共同配送センター、航空貨物取扱施設、複合一貫輸送施設、省力化対応倉庫（複合一貫輸送施設については地区限定なし） ③生産財配送センター、大量消費財配送センター、物流システム高度化施設、災害被災地支援機能を持つ流通施設、物流効率化機械設備 ④②③及び海上輸送関連物流施設整備事業のうち、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく認定を受けた流通業務総合効率化事業についての計画を有する事業者が整備する施設
地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物の発生抑制に資するように、製品の製造、使用等に係る資源効率を高めるための施設整備（リデュース事業） ②使用済製品等を再利用するために、当該使用済製品等を回収し、適切な処置を施すために必要な施設整備（リターナブル容器包装を含む）（リユース事業） ③使用済製品等を回収し、原材料として利用する事業に必要な施設整備（動植物性残さを対象とする施設整備については、食品加工に関するもの（食品加工工場内での動植物性残さ処理施設、動植物性残さからの食品製造に係るもの）は融資対象から除く。ただし、動植物性残さからの医薬品製造に係るものは対応可）（リサイクル事業（熱回収事業、建設残土対策を含む））
その他内閣総理大臣が地域再生に資すると認める事業	上記以外の事業で、認定地域再生計画に掲げる目標を達するために一体不可分の関係にある事業

特定地域再生支援利子補給金一対象事業一覧表

対象事業項目	具体的な事業例
地域住民の交通手段の確保のために行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等における移動性を高めるための舗装整備、 ・地域の移動手段である旅客運送に係るコミュニティバス、デマンドバスや船舶等を取得する事業 など
地域住民の健康の保持増進に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設など、地域住民の健康維持又は増進のための運動を行う施設等を整備する事業 など
地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設、有料老人ホーム、福祉・生活支援サービス拠点等を整備する事業 など
地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの促進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電、バイオマス燃料などの施設・設備を整備する事業、地域資源を活用した再生利用関連施設・設備を整備する事業、太陽光発電関連、省エネルギー関連若しくはスマートグリッド関連の機器設置など環境に配慮した設備投資を行う事業又は環境配慮型システムを導入した居住施設若しくはオフィスビルの増改築若しくは新設を行う事業 など
地域において使用されていない施設を活用した地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休施設を活用した地域住民の生活支援施設や就労施設を整備する事業 など
その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業	上記以外の事業で、地域における特定政策課題の解決のために一体不可分の関係にある事業

こんな事業は対象？

➤ お気軽に／前広に 御照会願います！

総合特区

【事業者の規模】 制約なし！

【事業の内容等】 幅広い分野・内容を対象可能！

＜💡 主な事業例＞ 観光客滞在施設（宿泊／飲食）整備
防災・減災機能を備えた物流施設等整備
特区の目指す分野の拠点化に資する設備等導入 など

【事業の成果（マスト）】 総合特区計画の目標達成（※）に寄与

（※例）観光入込客数／宿泊者数増加 観光消費額単価アップ 避難カバー率アップ など

【事業の成果（+α）】 地域への付加価値

＜例＞ 💡 地域内調達 ➤ 地域経済循環アップ
💡 魅力ある生活環境創生 💡 多様な主体との連携
💡 環境配慮／保全 💡 防災／減災への寄与
💡 社会課題解決寄与

幅広く御検討を！

など

【御参考】 総合特区一対象事業一覧表（要綱）

国際戦略総合特区支援利子補給金一対象事業一覧表

対象事業項目	具体的な事業例
エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業	国際競争力の強化として、太陽光発電関連、省エネルギー関連又はスマートグリッド関連機器の設置など環境に配慮した設備投資、研究開発又はサービスの提供を行う事業、又は環境配慮型システムを導入した施設又はオフィスビルの増改築、新設を行う事業
疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業	医療、医療機器、医薬品若しくはそれら関連産業又は医療ツーリズムについて、新会社設立、本社新設、既存施設・設備の整備又はサービスの提供を行う事業
国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点形成する事業	アジア地域等の拠点として、事業所移転、研究開発又は生産設備などを整備する事業
新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点形成する事業	国際的拠点として、ロボット、宇宙、新素材など先進的な産業について、新会社設立、本社新設又は既存施設・設備の整備事業や、先進的な研究開発を行う事業
貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	国際的な物流に係る基盤を整備する事業のほか、倉庫、荷役機械など物流施設・設備、物流関連サービスを整備する事業
観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国際会議等の誘致の促進に資する施設の整備又は役務の提供等、観光その他の交流の機会の増大に資する事業	複合観光施設、旅客観光施設又は大型MICE施設など交流機会を増大させる施設等について、新設、改修・増改築、設備の整備又はサービスの提供を行う事業
農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業	農林水産業またはその関連産業において、海外市場を視野に入れた新会社設立、研究開発、設備の整備又はサービスの提供を行う事業
高度な情報通信基盤の整備等に関する事業	国際的な情報通信に係る基盤を整備する事業のほか、情報通信関連サービスを整備する事業（コンテンツ事業を含む）
その他内閣総理大臣が産業の国際競争力の強化に資すると認める事業	上記以外の事業で、認定国際戦略総合特別区域計画の実施を促進しようとする事業

地域活性化総合特区支援利子補給金一対象事業一覧表

対象事業項目	具体的な事業例
農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業	農林水産業またはその関連産業において、新会社設立、研究開発、設備の整備又はサービスの提供を行う事業
観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業	宿泊施設又は商業施設など交流機会を増大させる施設等について、新設、改修・増改築、設備の整備又はサービスの提供を行う事業
地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業	風力発電、バイオマス燃料などの施設・設備を整備する事業、地域資源を活用した再生利用関連施設・設備を整備する事業、太陽光発電関連、省エネルギー関連、スマートグリッド関連の機器設置など環境に配慮した設備投資を行う事業、又は環境配慮型システムを導入した居住施設・オフィスビルの増改築、新設を行う事業
新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの	地域の企業又は立地する企業において、新商品の生産や新たなサービスを提供する事業、又は独自の技術・ノウハウを利用して生産や販売、サービスの提供を改善することで、地域の雇用創出に資する事業
貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	物流に係る基盤を整備する事業のほか、倉庫、荷役機械など物流施設・設備、物流関連サービスを整備する事業
情報通信基盤の整備等に関する事業	情報通信に係る基盤を整備する事業のほか、情報通信関連サービスを整備する事業（コンテンツ事業を含む）
地域における公共交通機関の整備等に関する事業	地域の移動手段である旅客運送に係る基盤を整備する事業のほか、旅客運送関連サービスを整備する事業
高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資する事業	バリアフリー施設など人にやさしい建築物整備事業、福祉医療関連機器普及促進事業
地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業	災害応急対策拠点整備事業、不燃化・耐震化等促進事業、ライフラインに関する防災対策事業、情報システム強化やサプライチェーン対応など防災機能確保のための事業
地域住民の健康の保持増進に資する事業	スポーツ施設など、地域住民の健康維持又は増進のための運動を行う施設等を整備する事業
地域における子育て支援及び高齢者、障害者等に対する生活支援に関する事業	子育て支援施設、有料老人ホーム等を整備する事業
地域における生涯学習の振興等に関する事業	生涯学習施設、教育関連施設等を整備する事業
その他内閣総理大臣が地域の活性化に資すると認める事業	上記以外の事業で、認定地域活性化総合特別区域計画の実施を促進しようとする事業

こんな事業は対象？

➤ お気軽に／前広に 御照会願います！

国家戦略特区（要件緩和）

施行規則

第1条第1号ないし第3号

■対象主体（規模）

ベンチャー・中小事業者

■対象事業

3分野の（医療／農林水産／国際等）の特定の事業で各特区の区域計画に定める事業

税制支援【課税の特例措置】

金融支援【利子補給金】

引き続き重点支援

施行規則

第1条第4号

見直し（要件緩和）

制度創設から10年

- 我が国を取り巻く国際経済環境の変化
その他の経済社会情勢の変化 へ対応
- 3分野以外の様々な事業（観光／環境／交通／情報通信／福祉／子育て支援／防災など）について、各特区の区域計画に定められてきた実績

■対象主体（規模）

変更

規模の制約なし

特区基本方針（閣議決定）

内閣府令／要綱

■対象事業

3分野の特定の事業以外にも地域の実情に応じ以下を満たす事業を幅広く対象化（“絞り込み”要件削除）

- 先進的・革新的な事業 &
- 官民金等地域の関係者が連携した
戦略的継続性の認められる事業

金融支援【利子補給金】

新たな地域の取組を幅広く後押し

新たに支援

【御参考】 国家戦略特区 - 対象事業一覧

国家戦略特区支援利子補給金（規則第1条第1号ないし第3号）

※短文化のため一部括弧書き内の記載省略

一	産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）
イ	高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの
(1)	放射線療法その他の高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
(2)	高度な細胞の再生及び移植による再生医療（以下「高度再生医療」という。）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
(3)	手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
(4)	高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法第二条第十七項に規定する治験をいう。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
(5)	情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
(6)	高度な医療を提供する医療施設又は医療設備（「高度医療施設等」という。）の整備又は運営に関する事業
(7)	高度医療施設等に近接して設けられるホテル、旅館その他の宿泊施設であって、専ら患者又はその家族の利用に供されるものの整備又は運営に関する事業
(8)	高度医療施設等への外国人の患者の受入れに必要な渡航に係る手続の代行、当該渡航に付随して行う通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。）その他外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業
ロ	我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって次に掲げるもの
(1)	二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域の数が二以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。）の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業績管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業（当該事業に係る第三条第一項に規定する事業実施計画が内閣総理大臣が定める要件を満たすものに限る。）
(2)	国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設、文化施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）
(3)	国際会議等への外国人の参加に必要な渡航に係る手続の代行又は当該渡航に付随して行う通訳案内その他の外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業
(4)	外国会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社をいう。）、国際機関その他の者に勤務する者の子女又は海外から招へいた研究者の子女を対象とした外国語による教育に関する事業
(5)	主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半数である学校教育法第一条に規定する学校又は同法第百三十四条に規定する各種学校（「外国人学校」という。）の用に供される施設（その用に供されなくなった場合には建築基準法令の規定（建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定をいう。）に適合しないこととなるものに限る。）の整備に関する事業
(6)	外国語による医療の提供に関する事業
(7)	我が国において新たに事業を行う外国会社その他の者に対する当該事業を行う施設又は当該事業に係る設備の提供及び経営管理の支援に関する事業
(8)	我が国において事業を行い、又は行おうとする外国会社、国際機関その他の者並びにその従業員等及びその家族が、我が国における事業活動、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための外国語による必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業
(9)	外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させるとともに外国人旅客の滞中に必要な役務を提供する事業
ハ	付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）
二	産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資する中核的な事業（国家戦略特別区域内の事業者、大学、研究機関、公共団体その他の者の知見、技術的能力等又は当該国家戦略特別区域内に存する施設若しくは設備を活用することにより実施が可能となる先端的な事業であり、当該事業に係る革新的な技術の開発が国民生活の改善、新産業の創出又は市場の開拓に寄与し、当該国家戦略特別区域以外の区域にも経済的社会的効果を及ぼすものをいう。）であって次に掲げるもの
イ	がん、循環器疾患、精神疾患、神経疾患、感染症、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって国としてその対策に取り組む必要性が高いものに係る医薬品又は先端的な技術を用いて開発される国際競争力の高い医薬品の研究開発又は製造に関する事業
ロ	治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって国としてその対策に取り組む必要性が高いものに係る先端的な再生医療の研究に関する事業
ハ	人体への影響の少ない方法により診断又は治療を行う医療機器又は身体機能を再生し、回復し、又は代替する医療機器の先端的な研究開発に関する事業
ニ	革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発に関する事業
三	小規模企業者（中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。）であって、設立時に常時雇用する従業員が五人（商業又はサービス業（中小企業基本法第二条第五項の商業又はサービス業をいう。））に属する事業を主たる事業として営む者については一人）以上の事業者が行う創業及び雇用の促進に係る事業（法第二十七条の五又は第二十八条の規定の適用を受ける場合に限る。）

国家戦略特区支援利子補給金（規則第1条第4号）【追加：令和7年度～】

※短文化のため一部括弧書き内の記載省略

四	前三号に掲げるもののほか、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる事業のうち、新たな価値若しくは経済社会の変化をもたらすもの又は国、地方公共団体、事業者、指定金融機関その他の多様な主体が連携して戦略的かつ継続的に実施するものであって、次に掲げるもの
イ	地域の農林水産物を有効に活用した事業の多角化及び高度化その他の農林水産業又は関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
ロ	地域の特性を活用した新たな観光資源の開発及び活用その他の地域間の交流又は定住の促進を図る事業
ハ	再生可能エネルギーの利用又は地域の脱炭素化の促進その他の地域資源の有効活用又はエネルギーの安定的な供給の確保を図る事業
ニ	大量の情報を高速度で送受信することを可能とする設備等の開発、提供又は導入その他の情報通信基盤の整備等に関する事業
ホ	先端的な技術の活用等による交通の利便性の向上、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化その他の地域における人又は物の円滑な移動の確保を図る事業
ヘ	先端的な技術の活用等による防災又は防犯に関する機能の確保、サイバーセキュリティの確保その他の地域の安全の確保に関する事業
ト	多様な主体が保有するデータの活用等による地域住民の健康の保持増進、地域における子育て支援、地域における高齢者、障害者等に対する生活支援、地域における教育の質の向上その他の地域住民の生活の改善及び向上を図る事業
チ	イからトまでに掲げるもののほか、新商品の開発若しくは生産、新技術の研究開発又は新役務の開発若しくは提供に関する事業その他の地域産業の高度化又は活性化、新産業の創出、雇用機会の増大、地域振興の拠点の形成、都市機能の増進等を通じた我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に特に寄与する事業

↑ 要件緩和分

こんな事業は対象？

➤ お気軽に／前広に 御照会願います！